

徳島県吹奏楽連盟加盟団体に関する登録規定

会員に関する細則（全日本規定集）により徳島県吹奏楽連盟への加盟に関する登録規定を次の通り定める。

第1章 加盟の手続

第1条 徳島県吹奏楽連盟に加盟する団体は、全日本吹奏楽連盟定款・四国吹奏楽連盟規約・徳島県連盟規約およびその他の施行細則のすべてを承認するものとする。

第2条 加盟する吹奏楽団は徳島県吹奏楽連盟に所属するものとする。

第3条 加盟しようとするときは次の各号をそろえて徳島県吹奏楽連盟事務局に申請するものとする。

- (1) 加盟の申込書（会員連盟の所定書式による）
- (2) 会員連盟で請求する書類
- (3) 吹連加盟費

第2章 加盟の資格

第4条 管打楽器による吹奏楽の活動をすすめている楽団であること。

第5条 年間を通じ定期的に練習または演奏活動を行っている楽団であること。

第6条 一般部門の団員資格は音楽大学学生・音楽大学出身者などの立場を問わない。

第7条 同一人が複数の団体の構成員となることはできる。ただしコンクール出場などの場合にはコンクールなど実施規定の定めるところによる。

第8条 演奏行為に対して楽団員に報酬を支払うことのないアマチュアの楽団であること。職業演奏団体は加盟することができない。

第9条 音楽大学、音楽専攻の学部、音楽の専門高校、音楽専門学校の団体は加盟することができない。

第3章 部 門

第10条 部門は小学校、中学校、高等学校、大学、職場・一般とする。

第11条 学校教育法に基づく小学校、中学校、高等学校、大学、またはこれに準ずる学校の団体は前項のそれぞれの学校部門に所属するものとする。

第12条 大学部門の楽団は単一の大学名で加盟し、各学部ごとに登録することはできない。ただし県を異にする地域に設置された学部の場合はその地域名を冠して加盟することができる。

第13条 職場部門の楽団は同一の公共団体職員および同一の企業内社員により構成された楽団とする。ただし同一職場名であっても府県を異にする職域にある楽団はその地域名を冠して加盟することができる。

第14条 各種学校・専修学校・職業訓練校などの楽団は原則として一般の部に所属するものとする。

第15条 次の楽団は頭記の部門に所属する。

- (中学部門) 中学生と小学生の混成楽団
- (高校部門) 高校生と中学生の混成楽団
- (大学部門) 大学生と高校生または中学生の混成楽団、短期大学・高等専門学校の楽団

第4章 義 務

第16条 連盟に新たに加盟を希望する楽団は入会金としての加盟費（徳島県吹奏楽連盟で定めた額）を納入すること。

第17条 連盟に加盟している楽団は毎年5月末までに徳島県吹奏楽連盟に連盟費を納入すること。

第18条 登録事項の変更があった場合には1ヵ月以内に書面で徳島県吹奏楽連盟事務局に届け出ること。

第19条 総会など会議に出席し、徳島県吹奏楽連盟が主催する行事に積極的に参加・協力すること。

第5章 退会・除名

第20条 徳島県吹奏楽連盟に加盟登録された団体は次の各項により退会するか除名されない限り継続登録されるものとする。

第21条 退会しようとする団体はその理由を付し書面で退会届を提出するものとする。

第22条 連盟費を1年以上滞納した団体は任意に退会したものとする。

第23条 加盟団体が次の各号のいずれかに該当したときは、徳島県吹奏楽連盟理事会の議決を経て徳島県吹奏楽連盟理事長がこれを除名することができる。

- (1) 加盟団体員としての義務に違反したとき
- (2) 吹奏楽連盟の名誉を傷つけ、または目的に反する行為のあったとき
- (3) 楽団内において法律・学則に違反する行為があり公にされたとき

第24条 退会・除名のあった場合には会員連盟は四国吹奏楽連盟および全日本吹奏楽連盟に文書で報告する。

第25条 既納の会費は如何なる事由があっても返還しない。

第26条 任意に退会した団体は1ヵ年間以内に再加盟することはできない。除名された団体は、3年以上を経たのち徳島県吹奏楽連盟理事会の承認を得て再加盟することができる。

第6章 付 則

第27条 この規定は理事会の議決を経なければ変更することができない。

平成15年4月20日全面改定

平成16年4月18日名称などを改定